



**JSTOは業界を横断する連携により「おみやげ農産物植物検疫受検円滑化」に向けた事業を発足
—地方創生のキーワード 訪日外国人による農産物の消費拡大に貢献する—**

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会（英表記：Japan Shopping Tourism Organization、以下略称 JSTO ホームページ <http://www.jsto.or.jp/>）は農林水産省のおみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業の実施主体となり、お土産用農産物の販売促進に向けた取り組みを業界横断的に始動させます。

2014年10月に改正された訪日旅行者向けの消費税免税制度において、食品が免税対象に追加されました。これにより、今後は、農山村の個性あふれる天然資源である農産物を、お土産として持ち帰る需要が一層高まり、現在、都市部を中心とした訪日旅行者の消費活動が、地域にまで波及していくことが期待されます。

しかしながら、訪日外国人に対するお土産用農産物の販売については、検疫が必要な農産物の種別や植物検疫の手続きが分かりにくいこと等、消費活動が活性化しにくい現状があります。このため、当協会では、農林水産省消費・安全局植物防疫課および多種多様な業界と連携して、農産物をお土産として販売する場合の植物検疫上の課題解決を図り、農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法および体制を確立することを目的とした取り組みを始動させます。具体的な活動として、主に以下の3つを実施する予定です。

- (1) 多業種が参画する「お土産農産物植物検疫受検円滑化検討会」を開催し、日本のフルーツの販売拡大に向けて検討する（第1回目は6月26日）
<http://omiyagefruits.jp/index.html>
- (2) スムーズな植物検疫が可能となる農産物のモデル販売を北海道（メロン）および九州（いちご）で実施（7月下旬以降）
- (3) 農産物の持ち出しに必要な植物検疫を紹介する多言語リーフレットやホームページを制作し、訪日外国人の旅行動線上で、植物検疫制度のみならず日本のフルーツの魅力の認知促進を強化する

【お問い合わせ】

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

TEL:03-6435-9116 FAX:03-6435-9117

広報／田崎、藤原

mail:pr@jsto.or.jp

〒105-0003 東京都港区西新橋3-6-2

ホームページ：<http://www.jsto.or.jp/>

西新橋企画ビルディング 3階